

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 後
<p><b>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について</p> <p>① (略)</p> <p>② 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。</p> <p>【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>【ファンドの募集等を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>(注) モニタリング調査表の提出を求める対象となる「ファンドの募集等を行う者」とは、以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るものの募集又は私募を業として行う者（上記⑦・⑨～⑫の事項を除く。）</li> </ul>	<p><b>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について</p> <p>① (略)</p> <p>② 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。</p> <p>【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>【ファンドの募集等を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>(注) モニタリング調査表の提出を求める対象となる「ファンドの募集等を行う者」とは、以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るものの募集又は私募を業として行う者（上記⑦・⑨～⑫の事項を除く。）</li> </ul>

現 行	改 正 後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券及び同項第11号に規定する投資証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者（上記⑦・⑨～⑫の事項を除く。）</li> <li>・金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券及び同項第11号に規定する外国投資証券のうち、外国投資法人の発行する投資証券に類する証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者（上記⑦の事項を除き、⑨～⑫の事項は、<u>日本証券業協会規則「外国証券の取引に関する規則」第21条第3項</u>に規定する代行協会員が設置されている場合にあつては、当該代行協会員に限る。）</li> <li>・金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行う者</li> <li>・金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者</li> </ul> <p>【ファンドの運用を行う者へのモニタリング（ファンドごと実施）】</p> <p>①～⑩ （略）</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p>（5）～（8） （略）</p> <p>Ⅱ－1－5 内部委任</p> <p>（1）金融庁長官への協議</p> <p>財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券及び同項第11号に規定する投資証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者（上記⑦・⑨～⑫の事項を除く。）</li> <li>・金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券及び同項第11号に規定する外国投資証券のうち、外国投資法人の発行する投資証券に類する証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者（上記⑦の事項を除き、⑨～⑫の事項は、<u>日本証券業協会自主規制規則「外国証券の取引に関する規則」第16条第3号</u>に規定する代行協会員が設置されている場合にあつては、当該代行協会員に限る。）</li> <li>・金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行う者</li> <li>・金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者</li> </ul> <p>【ファンドの運用を行う者へのモニタリング（ファンドごと実施）】</p> <p>①～⑩ （略）</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p>（5）～（8） （略）</p> <p>Ⅱ－1－5 内部委任</p> <p>（1）金融庁長官への協議</p> <p>財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官</p>

現 行	改 正 後
<p>に協議するものとする。</p> <p>なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>金商法第 35 条第 4 項の規定によるその他業務の承認(当該財務局の管轄区域内で最初に承認するものに限る。)</u></p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>金商法第 56 条の 4 第 2 項の規定による協会未加入金融商品取引業者等に対する社内規則の作成又は変更の命令</u></p> <p>⑪ <u>金商法第 56 条の 4 第 3 項及び第 4 項の規定による協会等未加入金融商品取引業者等に係る社内規則の作成又は変更若しくは廃止の承認</u></p> <p>⑫～⑭ (略)</p> <p>⑮ <u>自己資本規制告示第 14 条第 4 項の規定による承認取消処分</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 留意点</p> <p>登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－1－5 (1) <u>②から④まで、⑧及び⑬から⑮まで、(2) ②、④及び⑦</u> (3) ②、③及び⑤は適用しない。</p>	<p>に協議するものとする。</p> <p>なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>⑨～⑪ (略)</p> <p>⑫ <u>自己資本規制告示第 14 条第 5 項の規定による承認取消処分</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 留意点</p> <p>登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－1－5 (1) <u>②、③、⑦及び⑩から⑫まで、(2) ②、④及び⑦、(3) ②、③及び⑤</u>は適用しない。</p>

現 行	改 正 後
<p><b>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</b></p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、金商業等府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、金融商品取引業者は、法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 1 4 号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上のように、金融商品取引業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理に係る留意事項</p> <p>① 個人である顧客に関する情報については、金商業等府令第 123 条第 1</p>	<p><b>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</b></p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、金商業等府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、金融商品取引業者は、法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 1 4 号に掲げる法人関係情報をいう。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上のように、金融商品取引業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理に係る留意事項</p> <p>① 個人である顧客に関する情報については、金商業等府令第 123 条第 1</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="197 217 1093 389">項第6号の規定に基づきその安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p data-bbox="215 408 264 437">(略)</p> <p data-bbox="170 459 349 488">②・③ (略)</p> <p data-bbox="125 555 376 584">(3)・(4) (略)</p>	<p data-bbox="1209 217 2105 389">項第6号の規定に基づきその安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p data-bbox="1227 408 1276 437">(略)</p> <p data-bbox="1182 459 1361 488">②・③ (略)</p> <p data-bbox="1137 555 1388 584">(3)・(4) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p><b>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</b></p> <p>IV－1 経営管理（第一種金融商品取引業） （略）</p> <p>IV－1－1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の取締役、執行役又は監査役（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。以下「役員」という。）の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第29条の4第1項第2号イからトまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第6号若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u></p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題</p>	<p><b>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</b></p> <p>IV－1 経営管理（第一種金融商品取引業） （略）</p> <p>IV－1－1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の取締役、執行役又は監査役（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。以下「役員」という。）の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第29条の4第1項第2号イからリまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第6号若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u></p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="165 213 1093 293">があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p data-bbox="109 360 589 389">IV-1-3 利益相反管理体制の整備</p> <p data-bbox="125 456 362 485">(1) ~ (3) (略)</p> <p data-bbox="125 552 757 580">(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p data-bbox="165 600 1099 1161">① 利益相反管理方針（金商業等府令第70条の3第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。）は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の種類、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、利益相反管理体制（利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括する者（以下「利益相反管理統括者」という。）の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲を記載したものとなっているか。この場合において、利益相反のおそれのある取引の種類、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。</p> <p data-bbox="165 1181 349 1209">②・③ (略)</p> <p data-bbox="109 1276 712 1305">IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p data-bbox="109 1372 730 1401">IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p>	<p data-bbox="1178 213 2105 293">があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p data-bbox="1122 360 1601 389">IV-1-3 利益相反管理体制の整備</p> <p data-bbox="1137 456 1375 485">(1) ~ (3) (略)</p> <p data-bbox="1137 552 1769 580">(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p data-bbox="1178 600 2112 1161">① 利益相反管理方針（金商業等府令第70条の4第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。）は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の種類、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、利益相反管理体制（利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括する者（以下「利益相反管理統括者」という。）の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲を記載したものとなっているか。この場合において、利益相反のおそれのある取引の種類、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。</p> <p data-bbox="1178 1181 1361 1209">②・③ (略)</p> <p data-bbox="1122 1276 1724 1305">IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p data-bbox="1122 1372 1744 1401">IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p>

現 行	改 正 後
<p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項</p> <p>① 証券会社等が、金商法第2条第8項第8号又は第9号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（金商業等府令第123条第1項第11号に規定する有価証券をいう。<u>(5)において同じ。</u>）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、金商業等府令第123条第1項第11号に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客（特定投資家を除く。）に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>イ・ロ. (略)</p> <p>② 上記①イについては、以下の点に留意すること。</p> <p>イ.「当該債券」とは、個人向け社債等（<u>日本証券業協会理事会決議「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等について」</u>に定義する「<u>個人向け社債等</u>」をいう。以下同じ。）に該当する債券をいうこと。</p> <p>ロ.・ハ. (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項</p> <p>① 証券会社等が、金商法第2条第8項第8号又は第9号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（金商業等府令第123条第1項第11号に規定する有価証券をいう。<u>(6)において同じ。</u>）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、金商業等府令第123条第1項第11号に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客（特定投資家を除く。）に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>イ・ロ. (略)</p> <p>② 上記①イについては、以下の点に留意すること。</p> <p>イ.「当該債券」とは、個人向け社債等（<u>日本証券業協会自主規制規則「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」第2条第1号に規定する個人向け社債等</u>をいう。以下同じ。）に該当する債券をいうこと。</p> <p>ロ.・ハ. (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p>



現 行	改 正 後
<p>IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上</p> <p>(1) 注文管理体制に係る留意事項</p> <p>① 証券会社等は、<u>日本証券業協会理事会決議「協会員における注文管理体制の整備について」</u>を踏まえ、社内規則を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(2) 信用取引に係る代用有価証券の掛目変更に係る留意事項</p> <p>証券会社等においては、<u>日本証券業協会理事会決議「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」</u>を踏まえ、掛目の変更等を行う事象の顧客への事前説明・周知、掛目変更に当たっての顧客への通知、変更に当たっての周知期間の設定、社内規則の制定等が適切に図られているか。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上</p> <p>(1) 注文管理体制に係る留意事項</p> <p>① 証券会社等は、<u>日本証券業協会自主規制規則「協会員における注文管理体制の整備に関する規則」</u>を踏まえ、社内規則を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(2) 信用取引に係る代用有価証券の掛目変更に係る留意事項</p> <p>証券会社等においては、<u>日本証券業協会自主規制規則「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いに関する規則」</u>を踏まえ、掛目の変更等を行う事象の顧客への事前説明・周知、掛目変更に当たっての顧客への通知、変更に当たっての周知期間の設定、社内規則の制定等が適切に図られているか。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) 顧客の不正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項</p> <p>証券会社等は、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら有価証券の売買取引等の受託等をする行為や、インサイダー取引のおそれがあることを知りながら顧客の有価証券の売買等の受託をする行為などを適切に防止することで、投資者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、<u>日本証券業協会理事会決議「会員における</u></p>	<p>IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) 顧客の不正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項</p> <p>証券会社等は、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら有価証券の売買取引等の受託等をする行為や、インサイダー取引のおそれがあることを知りながら顧客の有価証券の売買等の受託をする行為などを適切に防止することで、投資者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、<u>日本証券業協会自主規制規則「不正取引</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について</u>」も踏まえ、顧客の不公正取引を防止するための売買管理に関して、以下の点に留意する必要がある。(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ その他</p> <p>イ. 顧客が価格制限を潜脱する目的を持ったと認められる短時間に連続して行う信用新規売り注文については、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条第2号に規定する取引に該当しない等空売り規制の趣旨を周知することとしているか。</p> <p>ロ.・ハ. (略)</p> <p>(2) プレ・ヒアリングに係る留意事項</p> <p>証券会社等がプレ・ヒアリングを自ら又は第三者に委託して行う場合には、<u>金商業等府令及び日本証券業協会理事会決議「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」</u>を踏まえ、①法令遵守管理部門による承認、②調査対象者との間における当該有価証券等の売買等及び当該法人関係情報の提供をしないことを約する契約の締結、③記録書面の作成・保存を、自ら行う又は第三者に行わせることとしているか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>の防止のための売買管理体制の整備に関する規則</u>」も踏まえ、顧客の不公正取引を防止するための売買管理に関して、以下の点に留意する必要がある。(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ その他</p> <p>イ. 顧客が価格制限を潜脱する目的を持ったと認められる短時間に連続して行う信用新規売り注文については、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条第1項第2号に規定する取引に該当しない等空売り規制の趣旨を周知することとしているか。</p> <p>ロ.・ハ. (略)</p> <p>(2) プレ・ヒアリングに係る留意事項</p> <p>証券会社等がプレ・ヒアリングを自ら又は第三者に委託して行う場合には、<u>金商業等府令及び日本証券業協会自主規制規則「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」</u>を踏まえ、①法令遵守管理部門による承認、②調査対象者との間における当該有価証券等の売買等及び当該法人関係情報の提供をしないことを約する契約の締結、③記録書面の作成・保存を、自ら行う又は第三者に行わせることとしているか。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>IV-3-4 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</u></p> <p><u>IV-3-4-1 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>え方</u></p> <p><u>電子募集取扱業務（金商法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者については、インターネット上の情報が投資者の投資判断に影響を及ぼすことが想定されることから、投資者保護の観点からインターネットを通じて適切な情報提供を行うことが求められる。当該業者に対しては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。</u></p> <p><u>IV-3-4-2 電子募集取扱業務の適切性</u></p> <p><u>金融商品取引業者が、法第 3 条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（金商法施行令第 15 条の 4 の 2 に規定するものを除く。IV-3-4 及び V-2-4 において同じ。）について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>IV-3-4-2-1 法令等遵守態勢</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1 における態勢整備の着眼点及び監督手法をもつて対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</u></p> <p><u>IV-3-4-2-2 投資者保護のための情報提供</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>電子募集取扱業務を行うにあたっては、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項について、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページ（当該業者が外部委託する場合を含む。Ⅳ－３－４及びⅤ－２－４において同じ。）で投資者が閲覧することができる状態に置くことが必要とされている。このため、電子募集取扱業務については、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>（１）商号等の表示</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行うにあたって、金商法第36条の２第１項の規定により同項の標識に表示されるべき事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。また、第一種少額電子募集取扱業者（金商法第29条の４の２第９項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）にあつては金商法第29条の４の２第８項に規定する事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。</u></p> <p><u>（２）投資者の判断に重要な影響を与える事項の表示</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第146条の２第３項に規定する事項をホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>① 当該事項をホームページの見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示しているか。また、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。</u></p> <p><u>② 当該事項をホームページで表示する趣旨や当該事項の記載方法に関する規定の趣旨等を踏まえ、投資者の判断に影響を及ぼす重要な事項を先に表示するなど、投資者が理解をする意欲を失わないよう努めているか。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>③ <u>当該事項をホームページに掲載する際には、電子募集取扱業務を行う期間中、投資者が容易に当該事項を記載した箇所にアクセスできるような表示がなされているか。</u></p> <p>IV-3-4-3 <u>電子申込型電子募集取扱業務等の適切性</u></p> <p><u>電子申込型電子募集取扱業務等（金商業等府令第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者については、発行者の事業計画に対する適切な審査及びインターネットを通じた適切な情報提供のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や金融商品取引業者自身に関する情報の提供が義務付けられている。電子申込型電子募集取扱業務等の適切性に関しては、IV-3-4-2のほか、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p>IV-3-4-3-1 <u>業務管理体制</u></p> <p>(1) <u>発行者の事業計画等に係る適切な審査</u></p> <p><u>金商業等府令第70条の2第2項第3号に規定する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか。</u></p> <p>(2) <u>目標募集額の設定及び応募額の取扱いに関する留意点</u></p> <p>① <u>金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する「目標募集額に到達</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法」について、投資者に誤解を生じさせることのないように、わかりやすく明示することとしているか。例えば以下のような点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>イ. 応募額が目標募集額に到達しなかった場合であっても有価証券を発行する場合には、発行者の事業計画の内容及び資金使途等との関係で有価証券を発行することが合理的と認められる理由を投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。</u></p> <p><u>ロ. 応募額が目標募集額を超える場合に当該超過分についても有価証券を発行する場合には、目標募集額を上回る金額についての資金使途及び発行者の事業計画の内容に与える影響等について投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。</u></p> <p><u>② 目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いる場合において、例えば、応募額が目標募集額に到達した段階で応募代金の振込先口座を通知するなど、金商業等府令第70条の2第2項第5号に規定する「目標募集額に到達するまでの間、発行者が当該応募額の払込みを受けることがないことを確保するための措置」がとられているか。</u></p> <p><u>(3) 申込みの撤回等に関する留意点</u></p> <p><u>電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、相手方が有価証券の取得の申込みをした日から起算して8日を下らない期間が経過するまでの間（以下「申込撤回期間」という。）において、相手方が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との契約の解除（以下「申込みの撤回等」という。）を行うことができることを確認す</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>るための措置がとられているか。</u></p> <p><u>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>申込撤回期間内は申込者が無条件で申込みの撤回等を行えることとなっているか。例えば、申込みの撤回等があった場合において、電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者又は発行者が、その申込みの撤回等に伴う違約金（損害賠償、手数料等の名目の如何を問わない。）の支払を請求することができることになっていないか。</u></p> <p>② <u>投資者に対して、申込撤回期間内は申込みの撤回等を行えること、及び、申込みの撤回等を行うために必要な事項（申込みの撤回等の方法、手続き、連絡先及び既に応募代金の払込みを受けている場合においてはその返金方法等）について明確に表示しているか。</u></p> <p><u>(4) 事業の状況についての情報提供の確保</u></p> <p><u>発行者の事業の状況についての情報を、発行者が顧客に対して定期的に提供できることを確認するための措置がとられているか（例えば、発行者の事業に係る報告書等を電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者が受領し、当該金融商品取引業者のホームページ又は電子メールによる送付を通じて投資者に対する開示を行う方法が考えられる。）。</u></p> <p><u>IV-3-4-4 第一種少額電子募集取扱業務の適切性</u></p> <p><u>第一種少額電子募集取扱業務（金商法第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（株券又は新株予約権証券（金融商品取引所に上場されていないもの）に限り、金商法施行令第15条の4の2第4号及び第5号に掲げる有価証券</u></p>

現 行	改 正 後
	<p data-bbox="1153 215 2112 438"><u>を除く。)をいう。IV-3-4-4において同じ。)の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第一種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、IV-3-4-2及びIV-3-4-3に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p data-bbox="1124 502 1601 534"><u>IV-3-4-4-1 勧誘・説明態勢</u></p> <p data-bbox="1137 598 1294 630"><u>(1) 着眼点</u></p> <p data-bbox="1176 646 2112 1061"><u>第一種少額電子募集取扱業者の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘（例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。）を行うことはできない。従って、第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の2の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。</u></p> <p data-bbox="1137 1125 1406 1157"><u>(2) 監督手法・対応</u></p> <p data-bbox="1176 1173 2112 1396"><u>第一種少額電子募集取扱業者が金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法以外の方法により有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第一種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握する</u></p>



現 行	改 正 後
	<p><u>こととする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>IV-3-4-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点</p> <p>(1) 基本的留意事項</p> <p><u>第一種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が 1 億円以上となること及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が 50 万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。</u></p> <p><u>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>金商業等府令第 16 条の 3 第 1 項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前 1 年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第 2 条第 8 項第 7 号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか（発行している場合にはその具体的な発行価額）について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。</u></p> <p>② <u>金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の投資者が、当該募集又は私募を開始する日</u></p>

現 行	改 正 後
<p>IV-3-4 協会等未加入業者に関する監督上の留意点</p>	<p>前1年以内に、同一の発行者により発行された当該有価証券と同一の種類の有価証券を取得していないか（取得している場合にその具体的な取得価額を確認できる場合についてはその額）について適切な方法により確認しているか。</p> <p>(2) 第一種少額電子募集取扱業務に該当しなくなった場合の留意点  <u>第一種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となる場合又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超える場合には、金商法第29条の4の2の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。</u></p> <p>(3) 監督手法・対応  <u>第一種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となること又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超えることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるところを通じて、第一種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>IV-3-5 協会未加入業者に関する監督上の留意点</p>

現 行	改 正 後
<p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者（以下、IV-3-4において「協会等未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会又は金融商品取引所の定款その他の規則（以下「協会等規則」という。）を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知やその遵守状況の検証など）が図られているか。</p> <p>③ <u>協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>① <u>協会等未加入業者が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった際にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。</u></p> <p>② <u>協会等規則に照らし、協会等未加入業者の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令や金商法第52条第1項の規定に基づく業</u></p>	<p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（IV-3-5において「協会未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会の定款その他の規則（以下「協会規則」という。）に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、<u>従業員に対する研修等</u>やその遵守状況の検証など）が図られているか。</p> <p>③ <u>協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>務停止命令を発出するなど、金商法第56条の4第1項の規定に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。</u></p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-1 登録</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制審査の項目  <u>金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</u>  ①・② (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に係る留意事項</u>  登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金</p>	<p><u>から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-1 登録</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制審査の項目  <u>金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</u>  ①・② (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項  登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対</p>

現 行	改 正 後
<p>融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p> <p>① <u>協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。</u></p> <p>② <u>協会等未加入業者は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入業者は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>④ <u>協会等未加入業者は、上記③の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>⑤ <u>当局は、協会等未加入業者の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p> <p>① <u>登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はIV-3-5に準じた監督上の対応がとられること。</u></p> <p>② <u>協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>IV-4-5 電子募集取扱業務に関する帳簿書類関係</u></p> <p><u>金商業等府令第157条第1項第18号口に規定する「第146条の2第1項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録」には、当該事項を表示したホームページを印刷したものを含み、当該書類を電磁的記録をもって作成する場合には当該ホームページを電磁的方法で保存することを含むものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p><b><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></b></p> <p>V-1 経営管理（第二種金融商品取引業） （略）</p> <p>V-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第29条の4第1項第2号イからトまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第6号、第8号若しくは第9号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u></p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>	<p><b><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></b></p> <p>V-1 経営管理（第二種金融商品取引業） （略）</p> <p>V-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第29条の4第1項第2号イからリまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第6号、第8号若しくは第9号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u></p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>

現 行	改 正 後
<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢 顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、<u>IV-3-3-4</u>（4）及び（6）②の各規定に準ずるものとする。</p> <p>V-2-3 みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性 みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱いであって、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等の管理が重要となる。 このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。 ①～③ （略） ④ 金商業等府令第16条の2各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。 ⑤～⑦ （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢 顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、<u>IV-3-3-5</u>（4）及び（6）②の各規定に準ずるものとする。</p> <p>V-2-3 みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性 みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱いであって、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等の管理が重要となる。 このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。 ①～③ （略） ④ 金商業等府令第16条の5各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。 ⑤～⑦ （略）</p> <p><u>V-2-4</u> 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p>

現 行	改 正 後
	<p><u>V-2-4-1 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者については、インターネット上の情報が投資者の投資判断に影響を及ぼすことが想定されることから、投資者保護の観点からインターネットを通じて適切な情報提供を行うことが求められる。当該業者に対しては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。</u></p> <p><u>V-2-4-2 電子募集取扱業務の適切性</u></p> <p><u>金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>V-2-4-2-1 法令等遵守態勢</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</u></p> <p><u>V-2-4-2-2 勧誘・説明態勢</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者は、組合契約等の概要や、ファ</u></p>



現 行	改 正 後
	<p><u>ンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、投資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。</u></p> <p><u>V-2-4-2-3 投資者保護のための情報提供</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行うにあたっては、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項について、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページで投資者が閲覧することができる状態に置くことが必要とされている。このため、電子募集取扱業務については、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) 商号等の表示</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行うにあたって、金商法第36条の2第1項の規定により同項の標識に表示されるべき事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。また、第二種少額電子募集取扱業者（金商法第29条の4の3第2項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）にあつては金商法第29条の4の3第3項に規定する事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。</u></p> <p><u>(2) 投資者の判断に重要な影響を与える事項の表示</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第146条の2第3項に規定する事項をホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>① 当該事項をホームページの見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示しているか。また、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>② <u>当該事項をホームページで表示する趣旨や当該事項の記載方法に関する規定の趣旨等を踏まえ、投資者の判断に影響を及ぼす重要な事項を先に表示するなど、投資者が理解をする意欲を失わないよう努めているか。</u></p> <p>③ <u>当該事項をホームページに掲載する際には、電子募集取扱業務を行う期間中、投資者が容易に当該事項を記載した箇所にアクセスできるような表示がなされているか。</u></p> <p><u>V-2-4-3 電子申込型電子募集取扱業務等の適切性</u></p> <p><u>電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者については、発行者の事業計画に対する適切な審査及びインターネットを通じた適切な情報提供のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や金融商品取引業者自身に関する情報の提供が義務付けられている。電子申込型電子募集取扱業務等の適切性に関しては、V-2-4-2のほか、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>V-2-4-3-1 業務管理体制</u></p> <p><u>(1) 発行者の事業計画等に係る適切な審査</u></p> <p><u>金商業等府令第70条の2第2項第3号に規定する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>(2) 目標募集額の設定及び応募額の取扱いに関する留意点</p> <p>① <u>金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する「目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法」について、投資者に誤解を生じさせることのないように、わかりやすく明示することとしているか。例えば以下のような点に留意して検証することとする。</u></p> <p>イ. <u>応募額が目標募集額に到達しなかった場合であっても有価証券を発行する場合には、発行者の事業計画の内容及び資金使途等との関係で有価証券を発行することが合理的と認められる理由を投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。</u></p> <p>ロ. <u>応募額が目標募集額を超える場合に当該超過分についても有価証券を発行する場合には、目標募集額を上回る金額についての資金使途及び発行者の事業計画の内容に与える影響等について投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。</u></p> <p>② <u>目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いる場合において、例えば、応募額が目標募集額に到達した段階で応募代金の振込先口座を通知するなど、金商業等府令第70条の2第2項第5号に規定する「目標募集額に到達するまでの間、発行者が当該応募額の払込みを受けることがないことを確保するための措置」がとられているか。</u></p> <p>(3) 申込みの撤回等に関する留意点</p> <p><u>電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、申込撤回期間において、相手方が申込みの撤回等を行うことができることを確認するための措置がとられているか。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>申込撤回期間内は申込者が無条件で申込みの撤回等を行えることとなっているか。例えば、申込みの撤回等があった場合において、電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者又は発行者が、その申込みの撤回等に伴う違約金（損害賠償、手数料等の名目の如何を問わない。）の支払を請求することができることになっていないか。</u></p> <p>② <u>投資者に対して、申込撤回期間内は申込みの撤回等を行えること、及び、申込みの撤回等を行うために必要な事項（申込みの撤回等の方法、手続き、連絡先及び既に応募代金の払込みを受けている場合においてはその返金方法等）について明確に表示しているか。</u></p> <p><u>（４）事業の状況についての情報提供の確保</u></p> <p><u>発行者の事業の状況についての情報を、発行者が顧客に対して定期的に提供できることを確認するための措置がとられているか（例えば、発行者の事業に係る報告書等を電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者が受領し、当該金融商品取引業者のホームページ又は電子メールによる送付を通じて投資者に対する開示を行う方法が考えられる。）。</u></p> <p><u>V-2-4-4 第二種少額電子募集取扱業務の適切性</u></p> <p><u>第二種少額電子募集取扱業務（金商法第29条の4の3第4項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（金商法第29条の4の3第4項に規定する有価証券をいう。V-2-4-4において同じ。）の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第二種金融商品取引業の登録要件が</u></p>

現 行	改 正 後
	<p data-bbox="1151 213 2112 341"><u>一部緩和されたものである。第二種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、V-2-4-2及びV-2-4-3に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p data-bbox="1126 405 1601 437"><u>V-2-4-4-1 勧誘・説明態勢</u></p> <p data-bbox="1137 501 1294 533"><u>(1) 着眼点</u></p> <p data-bbox="1178 549 2112 963"><u>第二種少額電子募集取扱業者の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によつてのみ行われるものであるため、当該第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘（例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。）を行うことはできない。従つて、第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことに<u>なることに留意する必要がある。</u></u></p> <p data-bbox="1137 1027 1406 1059"><u>(2) 監督手法・対応</u></p> <p data-bbox="1178 1075 2112 1394"><u>第二種少額電子募集取扱業者が金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法以外の方法により有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第二種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>等の対応を行うものとする。さらに、<u>重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p><u>V-2-4-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点</u></p> <p>(1) 基本的留意事項</p> <p><u>第二種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が 1 億円以上となること及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が 50 万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。</u></p> <p><u>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>金商業等府令第 16 条の 3 第 1 項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前 1 年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第 2 条第 8 項第 7 号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか（発行している場合にはその具体的な発行価額）について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。</u></p> <p>② <u>金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の投資者が、当該募集又は私募を開始する日前 1 年以内に、同一の発行者により発行された当該有価証券と同一の種類の有価証券を取得していないか（取得している場合にその具体的な取</u></p>

現 行	改 正 後
<p>V-2-4 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について (略)</p>	<p><u>得価額を確認できる場合についてはその額) について適切な方法により確認しているか。</u></p> <p>(2) <u>第二種少額電子募集取扱業務に該当しなくなった場合の留意点</u>  <u>第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となる場合又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超える場合には、金商法第29条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。</u></p> <p>(3) <u>監督手法・対応</u>  <u>第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となること又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超えることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第二種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>V-2-5 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合 破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下V-2-4において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合 破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下V-2-5において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>V-2-6 協会未加入業者に関する監督上の留意点</u></p> <p>(1) <u>主な着眼点</u></p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（個人である場合を除く。V-2-6において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② <u>社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。</u></p> <p>③ <u>協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) <u>監督手法・対応</u></p>



現 行	改 正 後
<p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p><u>（2）金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項</u></p> <p><u>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者（個人である場合を除く。）に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求</u></p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>めることとする。</u></p> <p>① <u>登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はV-2-6に準じた監督上の対応がとられること。</u></p> <p>② <u>協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。</u></p> <p>V-3-4 <u>電子募集取扱業務に関する帳簿書類関係</u></p> <p><u>金商業等府令第181条第1項第5号口に規定する「第146条の2第1項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録」には、当該事項を表示したホームページを印刷したものを含み、当該書類を電磁的記録をもって作成する場合には当該ホームページを電磁的方法で保存することを含むものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p><b><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></b></p> <p>VI-1 経営管理（投資運用業） （略）</p> <p>VI-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからトまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、第 29 条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は第 52 条第 1 項第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号のいずれかに該当することとなったとき</u>は、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>	<p><b><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></b></p> <p>VI-1 経営管理（投資運用業） （略）</p> <p>VI-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、第 29 条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は第 52 条第 1 項第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号のいずれかに該当することとなったとき</u>は、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>

現 行	改 正 後
<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>VI-2-10 <u>協会等未加入業者</u>に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者（以下、VI-2-10において「協会等未加入業者」という。）は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② <u>社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知やその遵守状況の検証など）が図られているか。</u></p> <p>③ <u>協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>① <u>協会等未加入業者が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった際にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。</u></p> <p>② <u>協会等規則に照らし、協会等未加入業者の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや金商法第56条の2第1項</u></p>	<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>VI-2-10 <u>協会未加入業者</u>に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（VI-2-10において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② <u>社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。</u></p> <p>③ <u>協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>の規定に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令や金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令を発出するなど、金商法第56条の4第1項の規定に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。</u></p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（4）金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員</p>	<p><u>1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（4）金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項</p>

現 行	改 正 後
<p><u>若しくは取引参加者となる予定のない業者に係る留意事項</u></p> <p>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めるとする。</p> <p>① <u>協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。</u></p> <p>② <u>協会等未加入業者は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入業者は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>④ <u>協会等未加入業者は、上記③の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>⑤ <u>当局は、協会等未加入業者の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>VI-3-1-2 適格投資家向け投資運用業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目 適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、(2)に掲げる留意事項</p>	<p>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めるとする。</p> <p>① <u>登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はVI-2-10に準じた監督上の対応がとられること。</u></p> <p>② <u>協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>VI-3-1-2 適格投資家向け投資運用業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目 適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、(2)に掲げる留意事項</p>

現 行	改 正 後
<p>のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者（金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第15条の10の2各号に掲げる者を含む。以下このVI-3-1-2において同じ。）の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。</p> <p>① 適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の3に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者又は金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する業務をいう。以下同じ。）若しくは特例投資運用業務（改正法附則第48条第1項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。</p> <p>イ. 全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の3に規定する金額を超えないこと。</p> <p>ロ. （略）</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>VI-3-3-3 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等</p> <p>（1）投資法人等への許可等の金融庁への協議等</p> <p>① 財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協</p>	<p>のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者（金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第15条の10の4各号に掲げる者を含む。以下このVI-3-1-2において同じ。）の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。</p> <p>① 適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の5に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者又は金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する業務をいう。以下同じ。）若しくは特例投資運用業務（改正法附則第48条第1項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。</p> <p>イ. 全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の5に規定する金額を超えないこと。</p> <p>ロ. （略）</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>VI-3-3-3 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等</p> <p>（1）投資法人等への許可等の金融庁への協議等</p> <p>① 財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協</p>

現 行	改 正 後
<p>議するものとする。</p> <p>イ. ～リ. (略)</p> <p><u>又. 投信法施行令第 117 条第 12 号の規定に基づく承認</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>	<p>議するものとする。</p> <p>イ. ～リ. (略)</p> <p>(削る)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>



現 行	改 正 後
<p><b><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></b></p> <p>VII-1 経営管理（投資助言・代理業） （略）</p> <p>VII-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからトまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第 29 条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第 52 条第 1 項第 6 号若しくは第 8 号から第 10 号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u></p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>	<p><b><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></b></p> <p>VII-1 経営管理（投資助言・代理業） （略）</p> <p>VII-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第 29 条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第 52 条第 1 項第 6 号若しくは第 8 号から第 10 号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u></p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>

現 行	改 正 後
<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>VII-3 諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>（注）審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成の水準が異なり得ることに留意するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（2）（略）</p>	<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>VII-3 諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>（注）審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成の水準が異なり得ることに留意するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（2）（略）</p>

現 行	改 正 後
<p><b><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></b></p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）②及び④、III-2-8（3）並びにIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）から（3）まで、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、IV-3-3-4及びIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、VI-2及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>VII-1-3 <u>協会等未加入登録金融機関に関する監督上の留意点</u></p> <p>（1）主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない登録金融機関（以下「協会等未加入登録金融機関」という。）は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② <u>社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知やその遵守状況の検証など）が図られているか。</u></p>	<p><b><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></b></p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）②及び④、III-2-8（3）並びにIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）から（3）まで、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、IV-3-3-4及びIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、<u>IV-3-4（IV-3-4-4を除く。）、V-2、V-2-4（V-2-4-4を除く。）、</u>VI-2及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>VII-1-3 <u>協会未加入登録金融機関に関する監督上の留意点</u></p> <p>（1）主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入しない登録金融機関（以下「協会未加入登録金融機関」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② <u>社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>③ <u>協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>① <u>協会等未加入登録金融機関が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった場合にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。</u></p> <p>② <u>協会等規則に照らし、協会等未加入登録金融機関の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入登録金融機関の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令や金商法第52条の2第1項の規定に基づく業務停止命令を発出するなど、金商法第56条の4第1項の規定に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。</u></p> <p>VIII-2 諸手続（登録金融機関）</p>	<p>③ <u>協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>協会未加入登録金融機関の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、協会未加入登録金融機関における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条の2第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>VIII-2 諸手続（登録金融機関）</p>

現 行	改 正 後
<p>Ⅷ－２－１ 登録</p> <p>金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、Ⅲ－３－１（（２）及び（５）を除く。）、Ⅵ－３－１（Ⅵ－３－１－２を除く。）並びにⅦ－３－１に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）体制審査の項目</p> <p>金商法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>⑦ <u>金融商品取引業協会に加入しない金融機関にあっては、行おうとする業務の種類に応じ、金融商品取引業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備しているか。</u></p> <p>⑧ （略）</p> <p>（３）<u>金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない登録金融機関に係る留意事項</u></p> <p>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない登録金融機関に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p>	<p>Ⅷ－２－１ 登録</p> <p>金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、Ⅲ－３－１（（２）及び（５）を除く。）、Ⅵ－３－１（Ⅵ－３－１－２を除く。）並びにⅦ－３－１に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）体制審査の項目</p> <p>金商法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>（削る）</p> <p>⑦ （略）</p> <p>（３）金融商品取引業協会に加入する予定がない登録金融機関に係る留意事項</p> <p>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない登録金融機関に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>① <u>協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。</u></p> <p>② <u>協会等未加入登録金融機関は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入登録金融機関は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>④ <u>協会等未加入登録金融機関は、上記③の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>⑤ <u>当局は、協会等未加入登録金融機関の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。</u></p>	<p>① <u>登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅧ－１－３に準じた監督上の対応がとられること。</u></p> <p>② <u>協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。</u></p>
<p>Ⅷ－２－６ その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社内規則の整備に係る留意事項  金融商品取引業協会に加入していない登録金融機関については、行っている登録金融機関業務の種類に応じ、<u>金融商品取引業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備すること。</u>  <u>また、関係諸法令及び諸規則が改正される都度又は定期的に社内規則を見直すなど、適切な業務運営が行われるよう留意しなければならない。</u></p>	<p>Ⅷ－２－６ その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社内規則の整備に係る留意事項  金融商品取引業協会に加入していない登録金融機関については、行っている登録金融機関業務の種類に応じ、<u>協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備すること。また、社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備を図ること。</u>  <u>さらに、関係諸法令及び諸規則が改正される都度又は定期的に社内規則を見直すなど、適切な業務運営が行われるよう留意しなければならない。</u></p>

現 行	改 正 後
<p><b><u>XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）</u></b></p> <p>XII-1 経営管理（証券金融会社） （略）</p> <p>XII-2 業務の適切性（証券金融会社） 証券金融会社の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-3-3、Ⅲ-2-3-4、Ⅲ-2-4（2）①及び②を除く。）、Ⅳ-3-1-6及びⅣ-3-1-7に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令（以下「金融会社府令」という。）第3条の4第1項に規定する事業報告書「3個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（1）安全管理措置の実施状況 証券金融会社がその取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置について報告を求めるものとする。 （略）</p> <p>（2）（略）</p>	<p><b><u>XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）</u></b></p> <p>XII-1 経営管理（証券金融会社） （略）</p> <p>XII-2 業務の適切性（証券金融会社） 証券金融会社の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-3-3、Ⅲ-2-3-4、Ⅲ-2-4（2）①及び②を除く。）、Ⅳ-3-1-6及びⅣ-3-1-7に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令（以下「金融会社府令」という。）第3条の4第1項に規定する事業報告書「3個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（1）安全管理措置の実施状況 証券金融会社がその取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置について報告を求めるものとする。 （略）</p> <p>（2）（略）</p>